

佐賀県訓令甲第8号

本 庁  
現地機関

佐賀県公印規程（昭和42年佐賀県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公印取扱主任)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 公印取扱主任は、佐賀県文書規程第6条に規定する文書主任をもって充てる。ただし、法務私学課長が管守する公印（法務私学課の課印及び課長印を除く。）の公印取扱主任は、法務私学課において文書の管理に関する事務を担当する係長をもって充てる。</p>	<p>(公印取扱主任)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 公印取扱主任は、佐賀県文書規程第6条に規定する文書主任をもって充てる。ただし、法務私学課長が管守する公印（<u>総務部の部印、部長印及び副部長印、法務私学課の課印及び課長印並びに私立中高・専修学校支援室の室長印</u>を除く。）の公印取扱主任は、法務私学課において文書の管理に関する事務を担当する係長をもって充てる。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。